

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六十三号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年佐賀県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の次に「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）」を挿入し、「又は外国人登録証明書」の写し」を「（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。